

# 近世の鯨と幕藩領主

——丹後伊根浦の捕鯨を手がかりとして——

東 幸 代

**【要約】** 日本近世の海と幕藩領主層との関係を考える素材として鯨・捕鯨をとりあげる。大規模捕鯨業地域では、領主にとつての捕鯨業の経済的、軍事的意義が解明されているが、全国的にみると鯨をめぐる漁村や幕藩領主の動向には不明な点が多い。本稿では、捕鯨の経済的意義が高いとはいえない小規模捕鯨浦を対象に、漁獲鯨と捕鯨漁場への領主の関与について検討した。領主には、貸付金や漁獲後の注進方式、徴税方式等を整えるものの流通には関与しないなど、際立った積極性は認められない。また、捕鯨漁場についても、漁村間の慣行を追認するという態度をとっていた。こうした状況は幕末に至ると変化し、捕鯨権に対する積極的関与がみられるようになる。新規操業村の認可、および個別領主の領地前海にとどまらない漁場の拡大が認可されるが、その根底には殖産政策があつた。こうした領主の動向は、幕末期には全国的に展開していた可能性がある。

史林 一〇〇巻一号 二〇一七年一月

はじめに

捕鯨は、考古学や歴史学、社会学、民俗学、水産学の諸分野において研究されている。このうち、日本近世の捕鯨史研究は、戦前から紀州、土佐、長州、西海地域といった、史料が豊富に残るいわゆる四大捕鯨業地域を中心に進められてきた。捕鯨が捕鯨「業」として成立・展開したこれらの地域では、捕鯨組織である鯨組の経営構造の分析など主として経済

史・経営史的視点からの考察がなされてきた<sup>①</sup>。大型船の建造が禁止されていた近世日本では、鯨の回遊コースに位置する浦を捕鯨基地に選び、沿岸近くに寄る鯨を待ち構えて捕る漁法が発達した<sup>②</sup>。四大捕鯨業地域の捕鯨は、主として手投げの道具で鯨を突いて捕獲する突取捕鯨から、予め鯨を網に絡ませて動きを抑えてから突取をおこなう網掛突取法に展開し、大規模化している点で共通する。捕鯨業は、俗に「鯨一本捕うれば七浦浮ぶ」といわれるほど利潤が大きく、四大捕鯨業地域では、地域社会のみならず、幕藩領主層にも利潤が及び、その動向は、「幕藩領主は、捕鯨業に対して、税金や高額の漁場請負料、あるいは鯨油等の現物上納を期待していた。特に大きな藩では、国産奨励政策のもとで、藩が多額の資金を融通し漁村が主体となって組織した鯨組や、藩直営の御手組が中核となって捕鯨が行われた」とされる<sup>④</sup>。土佐藩や和歌山藩のように、水軍拡充を主目的として捕鯨業を開始したとされる藩もあるが、社会の安定と産業としての捕鯨業の発展にともない、鯨組の軍事的色彩は漸次消え、利潤追求が主たる目的となっていたといわれてきた<sup>⑤</sup>。

近年は、捕鯨法の研究や捕鯨漁場の成立と展開を地理学的に考察する研究などが、西海地域を対象としておこなわれている<sup>⑥</sup>。また、一九世紀の太平洋側大藩において、捕鯨船団の水軍としての側面が重視され始めることが指摘されている<sup>⑦</sup>。たとえば、仙台藩は、領内での新規捕鯨開始を検討している。ここでは、捕鯨を「海防」のために利用するという目的が示されている。また、幕末期の和歌山藩でも、鯨組が藩の海防体制に組み込まれているという<sup>⑧</sup>。捕鯨業の有する軍事的意義が、幕末期に再浮上しているといえよう。さらに、対外交渉史の分野において、太平洋捕鯨とペリー来航との関係に注目し、幕末期の日本の開国過程を捕鯨をめぐる国際状況から再検討する必要が唱えられており、捕鯨業の有する政治性についての考察を促している。

一方、こうした大規模捕鯨業地域とは異なり、捕鯨「業」とは言いがたい小規模捕鯨浦は、捕鯨実施の事実が知られ、古くから紹介されているもの<sup>⑨</sup>、実態解明はそれほど進んでいない。特に、前述の網掛突取法を採用した長州藩や西海地域以外の日本海側では、ほとんど研究がみられず、幕藩領主の捕鯨へのかかわりも、うかがうことができない状況であ

る。もちろん、捕鯨業をおこなっていない日本近世の漁村やその領主が、鯨と全くかかわりを持たなかったかというのと、決してそうではない。江戸幕府代官は、浦々が陸上げする鯨の状態を、①「突鯨」、②「流鯨」、③「寄鯨」、④「切鯨」の四つに分類しており、これらの鯨が陸揚げされると近村に入札させ、運上を上納させたという。このうち、前述の四大捕鯨地域の研究は、①の「突鯨」を対象とした研究であるといえる。②・③・④は、漂流鯨や漂着鯨などを言い、捕鯨とは呼べないものである。これらについては、漂着物として、また供養対象として民俗学的検討<sup>11)</sup>が加えられることもあるが、歴史学の分析の対象となることはほとんどない。

これらを歴史学の組上にのせたのは、高木昭作氏である。氏は、幕領で実施された①の運上を幕府が免除した際、その行為が漁師に対して「下さる」と表現されることに注目した。また、私領における③の事例にも「下さる」という表現がみられることや、③は漂着船と同様に「無主」のものであるとし、「海は公儀の支配下にある」という意味で、公儀のものであり、故にそこに出現する鯨は本源的に公儀のものである」という論を提示した<sup>12)</sup>。四大捕鯨地域における捕鯨の軍事的、経済的意義を解明する先行研究と合わせ、鯨が単なる漁獲物や漂着物にとどまらず、権力と密接にかかわる存在であったことを示唆する魅力的な指摘である。

しかし、まずは単純な疑問が生じる。鯨が公儀のものであるという前提に立つと、各地に残るすべての鯨関係史料にこの表現が見られるはずではないか。また、海が公儀のものであるという前提に立てば、鯨を含むすべての魚介類に関する史料にも、同様に「下さる」という表現が見られるはずではないか。そもそも、「下さる」という表現は、単に上位者から下位者に対する方向性を表す語句に過ぎないのではないか。また、幕領における代官の①への関与の事例と、私領における③と漂着船とを同一性格のものとする点とで鯨が公儀のものという結論を導いているが、実際に鯨をめぐる幕府と私領主との関係を検討しているわけではない。高木氏の問題提起は、四大捕鯨地域のように捕鯨の意義が明確な地域以外においても、鯨の有する政治性に注意を向ける必要性を喚起しているが、結論に飛躍があるように思われる。

本稿では、高木氏による問題提起を意識し、小規模捕鯨浦における捕鯨の様相を示すとともに、捕鯨をめぐる幕藩領主間の関係について、特に捕鯨権に着目して検討を行う。大規模捕鯨浦では、鯨組が捕獲から鯨体の解体までを担っており、鯨が陸揚げされたあとに近村に入札されるという高木氏の示した事例は、同じ①であつても、小規模捕鯨浦、もしくは、普段は捕鯨をおこなっていない浦に適用された方法であつたと想定されるためである。また、氏が用いている史料は主として太平洋側のものであり、地域的偏差を解消するためにも、対象地域を日本海側に設定する。

- ① 伊豆川浅吉「土佐捕鯨史」（日本常民文化研究所、一九四三年）、羽原又吉「日本漁業経済史研究」上巻（岩波書店、一九五二年）、橋浦泰雄「熊野太地浦捕鯨史」（平凡社、一九六九年）、鳥巢京一（a）「西海捕鯨史の研究」（九州大学出版会、一九九三年）、同（b）「西海捕鯨の史的研究」（九州大学出版会、一九九九年）、末田智樹「藩際捕鯨業の展開——西海捕鯨と益富組」（御茶の水書房、二〇〇四年）等がある。
- ② 山下涉登「捕鯨Ⅰ」（法政大学出版局、二〇〇四年）。
- ③ 中園成生「日本における捕鯨の歴史の概要——漁法を中心に」（岸上伸啓編「捕鯨の文化人類学」、成山堂書店、二〇一二年）。
- ④ 末田智樹「江戸時代における捕鯨業の成立と展開——紀州、土佐、長州地方の捕鯨業について」（日本地理学会秋季学術大会抄録、二〇〇七年）。
- ⑤ 鳥巢注①（b）書。
- ⑥ 中園成生「古式捕鯨業時代における捕鯨法の変遷——捕鯨図を参考に——」（国際常民文化研究機構、神奈川大学日本常民文化研究所「国際シンポジウム報告書Ⅰ 海民・海域史からみた人類文化」、二〇一〇年）、末田智樹「近世日本における捕鯨漁場の地域的集中の形成過程——西海捕鯨業地域の特殊性の分析——」（岡山大学経済学会雑誌）四〇（四）、二〇〇九年）等がある。
- ⑦ 高橋美貴・落合功・萩慎一郎「近世の漁業・塩業・鉱業」（岩波講座 日本歴史 第三巻 近世四、岩波書店、二〇一五年）。
- ⑧ 荒野泰典「グローバルバリエーションと反グローバルバリエーションの相克——捕鯨を手がかりとして」（科学研究費補助金（基盤研究（A）——研究）成果報告書、二〇〇八年）。
- ⑨ 大日本水産会編「捕鯨志」（嵩山房、一八九六年）。
- ⑩ 大石慎三郎校訂「地方凡例録」（東京堂出版、一九九五年）。①は「生きたる鯨を突き留めたる」もの、②は「沖に漂流する鯨を見付、早速大勢にて早船を出して撃き留め、浜へ引付けて取揚げたる」もの、③は「森（鮫）を受けて痛み、或ハ死したる鯨漂流し、自然と岸に流れ寄りたるを浜へ上げ」たもの、④は「沖に漂流する鯨を見付て、磯へ曳きんとすると雖も、急に人数・船等も揃ひかね、彼是する内速沖へ流れ出ては手も届き難きゆへ、漁師ども早船を出し手毎に大包丁（中略）を携へ、鯨の上へ乗り移りて切取る」ものをいう。
- ⑪ 松崎憲三「寄り鯨の処置をめぐる——動植物の供養——」（『日本常民文化紀要』一九、一九九六年）等、供養塚に関する研究や、エビス信仰に関する研究等がみられる。
- ⑫ 高木昭作「將軍の海」という論理——鯨運上を手がかりとして

## 第一章 日本海側の捕鯨

### 第一節 若狭湾の鯨

仙台藩の蘭学者であった大槻清準が、文化五年（一八〇八）に著したとされる「鯨史稿」<sup>①</sup>には、近世の全国的な捕鯨漁場が記されている。このうち、太平洋側、及び大規模捕鯨業地域である長州と西海地域を除いた地域を表にしたものが【表1】である。

捕鯨漁場として記されるのは、わずか三箇所に過ぎない。長州は四漁場、西海地域は七一漁場が記されている。鳥取藩の法度に、「浦々に鯨寄候はば」<sup>②</sup>とあるように、日本海側でも鯨を見ることは珍しいことではないが、実際に捕鯨をおこなっていた漁場は、左表のように限定的であったことがわかる。また、「本朝食鑑」<sup>③</sup>には、「北国海上にも常に鯨を見かけるけれども、捕ったということは聞かない。捕鯨の軽船、鉾劍の諸器、および舟子・群役の餼糧・給料などは、国守・県吏・大家・富商の資本を仰がなければ経営が成り立っていかないからである。」<sup>④</sup>とあり、日本海側の捕鯨が、経営として成立していないことがわかる。常に見かける、とあっても、実際には投下資本の回収が望めるほどの数の鯨が沿岸部に寄る事がなかったのだろう。また、魚介類に恵まれた漁村では、他の漁業で十分に経営が成り立っていたということもある。いずれにせよ、日本海側の漁村が獲物としての鯨に遭遇するのは、偶発性が高い出来事であったと考えられる。

一方、漂着鯨に関しては、日本海沿岸各地で史料が散見される。これらの鯨は、自

表1 近世の日本海側捕鯨漁場

地域	国	捕鯨漁場
北陸道	能登州	小木浦
	越後州	高浜
	丹後州	伊根
山陰道	但馬州	
	隠岐州	

然死の場合もあろうが、一八世紀中期に成立した「椎狹考」<sup>④</sup>には、若狭湾内の漂着鯨が捕鯨の結果であることを示す次のような記事がある。

【史料一】

くしらは手負たるもの享保（二七一六）三六年：筆者注、以下、引用史料中の（ ）内は同様）のはしめ甲ヶ崎浦へ流れ寄り、近年三方郡杓子（塩坂越）浦へも流れ来る、高浜などへも折々寄り、丹後伊根辺より来る、

若狭湾岸の浦々（現福井県）に漂着する鯨は、「手負」の鯨であり、しかもそれが「丹後伊根辺」から来るという。丹後伊根浦（現京都府与謝郡伊根町）は、近世には亀嶋村・平田村・日出村の三か村で構成された若狭湾の最西端に位置する漁村である。伊根浦で捕獲しそこなつた鯨が、若狭湾に漂着するというパターンが成立していたのである。豊かな魚介類が生息し、各地で漁業が展開していた若狭湾において、【表一】にも見られたように、捕鯨を実施していた浦は、伊根浦一箇所にとどまっていたのである。

伊根浦が、近世に捕鯨を実施していたことは既に知られている。なぜなら、近世から大正年間にかけての捕獲鯨頭数を連年記した「鯨永代帳」（亀島区有文書A一四一、以下、亀島A一四一と略記）という帳簿が残されていたり、近世に建立された鯨の供養碑が現存したりしているためである。「鯨永代帳」には、捕鯨のあつた年月日、鯨の種類と長さ、鯨を落札した集落名、落札額、皮・赤身など鯨の部位とその量、落札額と売却額との差引額、すなわち損得額が記されている。例として、帳面冒頭にある蟬鯨一頭分の記載を紹介する。

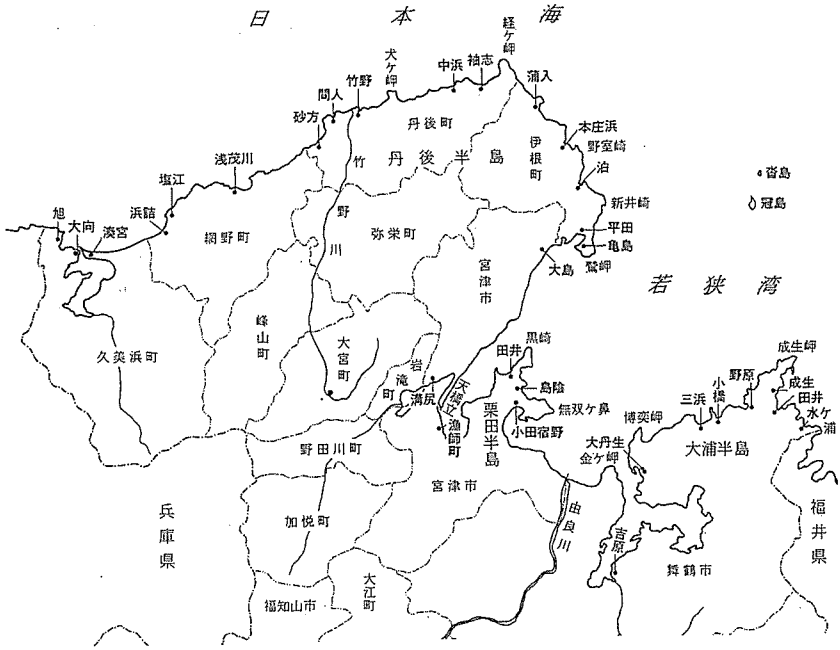


図1 若狭湾沿岸図 (丹後郷土資料館1997)

【史料2】

明暦三年酉三月八日

一、蟬鯨 杓本 落札 耳鼻

長サ 七尋貳尺

代銀 四貫六拾目

皮 貳百五拾羽

赤 百八拾羽

海老尾 十五羽

油 十貳石

合 壹貫五百目 得

右のような情報を含む長期経年データをとれる史料は珍しく、日本海捕鯨の一定の傾向を示す良質の史料である。ただし、操業は小規模であったため、操業の事実には注目されるものの、近世捕鯨の詳細については、検討されていない。

第二節 伊根浦の漁業と捕鯨

湾状の伊根浦前海は、天然の良港である。さらに、

京 都 府 興 謝 郡 伊 根 湾 捕 鯨 実 況 図

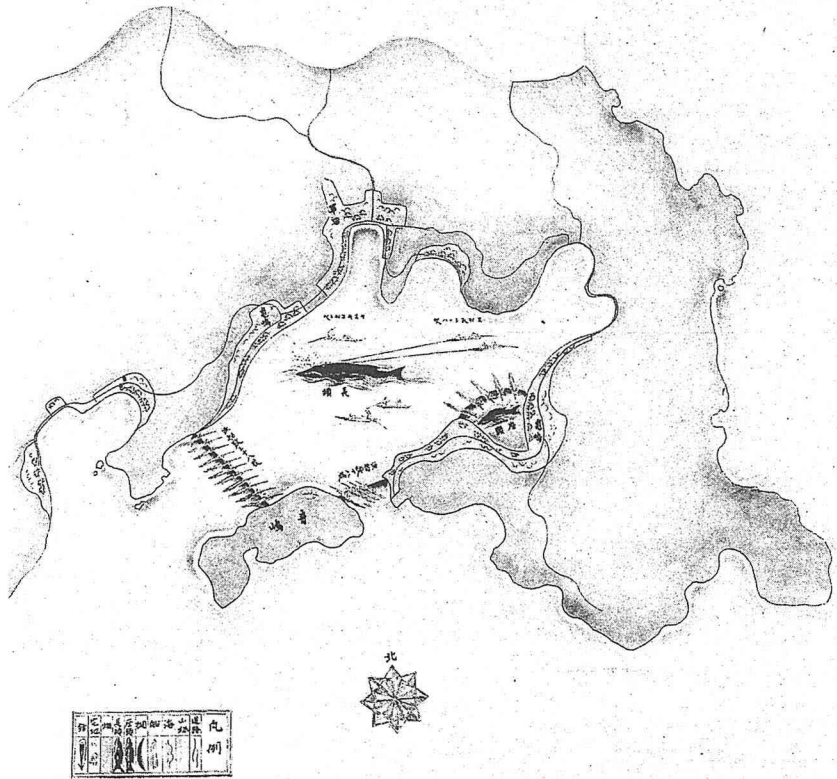


図2 伊根湾捕鯨実況図（丹後郷土資料館1997）

外延に広がる若狭湾も、豊富な魚介類の生息地として知られる。このため、伊根浦の村々は、漁業を「年内家職」（亀島A六一）にしていた。特に著名なのは丹後鰺といわれる鰺で、この鰺を捕る権利が漁株の形態を取っている漁株制度の存在で知られる。⑥宮津に城を構えた宮津藩の領地にあたるが、藩領内では、後述するように安政元年（一八五四）までは伊根浦が唯一の捕鯨操業浦であった。小規模とはいえ、捕鯨には、前掲「本朝食鑑」に見られたように、用具等への一定度の投資が必要であり、他の漁村には、容易に開始することが不可能だったことが想定される。



伊根浦捕鯨の開始年は、伊根浦自身が「捕始申年号相知不申候」（亀島A二一三七）と述べているように、判然としない。現在のところ、「鯨永代帳」に「目出度始り」と記される明暦三年（一六五七）が最古の記録である。捕獲には、伊根湾への魚類回遊ルートを利用している。【図2】は、明治期のものであるが、捕鯨の実況図である。『捕鯨志』<sup>⑦</sup>によると、鯨は、【図1】の「黒崎」辺から陸づたいに伊根湾に向かって北上し、伊根湾口にある青島の西側を通過して、伊根湾内に入ります。漁師たちは、二カ所の湾口を網や船で遮断し、鯨の逃げ道をふさいだあと、鯨が疲弊するのを待つて屠殺する。なお、この伊根湾口を、「間口」と呼んでいる。このように、その漁法は、四大捕鯨業地域のような大規模な網掛突取法ではなく、鯨が入った入江を網で締め切り、奥に追い込んで捕獲する断切網法と呼ばれるものであった。<sup>⑧</sup>

操業は、伊根浦三か村が全村行いえたわけでなく、平田村と日出村には権利がない。高梨・亀山・立石・耳鼻の四集落から構成される亀嶋村のみが操業権を有し、鯨を獲得できた。操業の独占理由を示す史料は存在しないが、「間口」に位置するという亀嶋村の四集落の立地が、影響していたのではないかと想定される。これら亀嶋村の四集落は、一箇所に集村化しておらず、「間口」の両端を押さえるかのように分布し、その間に平田村が位置していたのである。また、亀嶋村の漁師たちは、鯨漁専業ではなく、普段は他の漁に従事し、鯨が湾内に入ると他の漁を休んだ。操業規模はそれほど大きくはない。捕鯨専用の「鯨船」は、近世を通して、二艘もしくは三艘にとどまっている。<sup>⑨</sup> 亀嶋村の捕鯨は、自然地形を活かした小規模捕鯨といえよう。

### 第三節 突鯨と流鯨・寄鯨・切鯨との相違

突鯨以外の鯨の捕獲に関する史料も、伊根浦には少数ながら見られる。天明八年（一七八八）には、「拾ひ鯨届方」が不念であるとのことで、宮津藩宛に詫状（平田漁株文書「A一―一六、以下平田A一―一六と略記する）が作成された。差出人には、日出村・平田村・亀嶋村の各庄屋が名を連ねている。

【史料3】

奉指上一札之事

此度拾ひ鯨御届方不念ニ付、被遊御答奉恐入候、此已後不念之儀無御座候様取斗可申候間、何卒此度之儀、御免可被為成下候、為後日一札依而如件

天明八戊申年正月

日出村庄屋

長右衛門

平田村庄屋

忠左衛門

亀鳴村庄屋

吉兵衛

渡辺仁兵衛様

また、天保二年（一八三二）にあつた「寄り鯨」に対する入札には、亀鳴村の集落である高梨・亀山・立石・耳鼻、平田村内の北所組、トヤ組、南所組、さらに日出村が参加している（平田A一―一八）。寄り鯨に関しては、伊根浦三か村を構成するすべての集落に、鯨を入手する機会が与えられていることがわかる。

【史料4】

（端裏書）「天保二辛卯年 寄り鯨入札控 平田村」

入札覚

一、鯨壺本二付

代銀 三貫七百五拾匁

北所組

一、同壺本二付

代銀 三貫八百五拾匁

高梨

一、同

代銀 三貫八拾匁

龜山

一、同式貫九百五拾匁

日出

一、同

代銀 三貫六百五拾匁

トヤ組

一、同

代銀 貳貫三百八拾匁

立石

一、同

代銀 三貫五百拾匁

南所組

一、同

代銀 貳貫拾匁

耳鼻

さらに、天保四年（一八三四）に平田村が伊根湾外の鷺崎沖で「疵付せび鯨」を引き網で引き上げた際には、亀嶋村から彼是言われ、和談の末、両村へ持ち帰るという結論に至っている（平田A二―一九）。これは、流鯨の事例にあたろう。これらの事例から、突鯨、すなわち捕鯨で獲得された鯨と、それ以外の鯨との間には、所有をめぐる大きな相違があることをうかがうことができる。第一・第二の事例には、漂着の場所についての情報がみられないが、伊根浦三か村の村役人がかかわったり、三か村すべてに入札の権利があることなどから考えて、おそらくは伊根湾内であろう。また、第三例は伊根湾外の沖での事例であり、漂流であるのか否かが曖昧であるがゆえに、引き上げた平田村と亀嶋村との間で、所有

権をめぐる悶着があつたのだろう。寄鯨や流鯨が「近所之村に入札申付」けられ、その落札金の一部が領主に上納されるとの記載は、「地方凡例録」<sup>⑩</sup>にも見られる。関連史料が存在しないが、恐らく、この三例においても、同様の措置が取られていたと推測される。鯨の現物をどの村落が確保できるかという点で、突鯨とそれ以外では、大きな相違があつたのである。

① 大槻清準「鯨史稿」(江戸科字古典叢書二 鯨史稿、恒和出版、一九七六年)。近年は、森弘子・宮崎克則「鯨取りの社会史——シー

ボルトや江戸の学者たちが見た日本捕鯨——」(花乱社、二〇一六年)

② 「境港市史 上巻」(一九八六年)において、本書成立の政治的背景が検討されている。

③ 人見必大「本朝食鑑」(東洋文庫、一九七六年)。

④ 明和四年(一七六七)刊、板屋一助「稚狭考」(『拾稚雑話・稚狭考』、福井県立図書館、一九五四年)。

⑤ 和久田幹夫「舟屋むかしいま——丹後・伊根浦の漁業小史」(あま

のはしたで出版、一九八九年)。

⑥ 二野瓶徳夫「漁業構造の史的展開」(御茶の水書房、一九六二年)。

⑦ 大日本水産会編「捕鯨志」(高山房、一八九六年)。

⑧ 石川登志雄・井之本泰「伊根浦の歴史と民俗」(丹後郷土資料館、一九八七年)。

⑨ 西海地域の益富組は、最盛期には二〇〇艘余の船を有していたという(鳥巢「西海捕鯨の史的研究」)。

⑩ 大石榎三郎校訂「地方凡例録」(東京堂出版、一九九五年)。ただし、「突鯨」も「近所之村」の入札にかけられると記される。

## 第二章 捕鯨の実態と収支

### 第一節 捕獲の実態

そもそも、亀嶋村の捕鯨では、どのような種類の鯨が、年間何頭水揚げされていたのであろうか。西海地域の益富組では、一四二年間に二一七九〇頭の捕獲があつたという<sup>①</sup>。一方、明暦三年(二六五七)から大正二年(一九一三)の約二六〇年にわたる亀嶋村の「鯨永代帳」を分析した先行研究では、この期間の捕獲頭数が計三五五頭と計上されている。また、その鯨種別捕獲頭数は、①座頭鯨一七一頭(四八・二%)、②長須鯨一四四頭(四〇・六%)、③蟬鯨四〇頭(一一・二%)であ

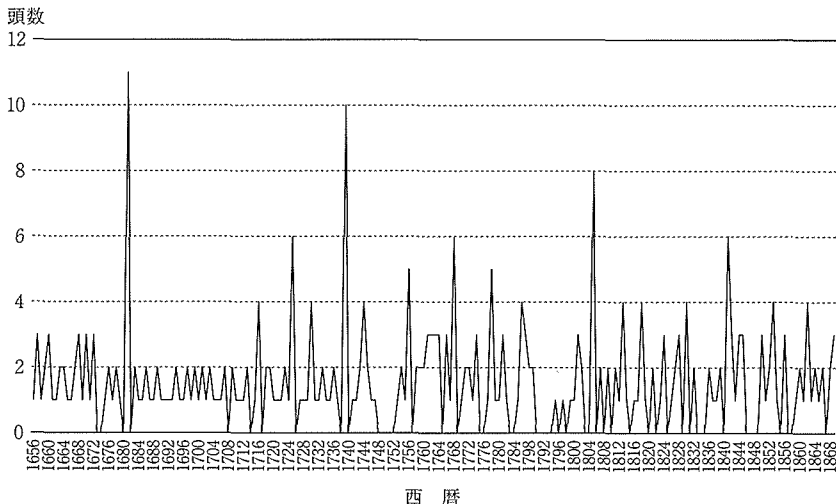


表2 捕獲鯨頭数 (「鯨永代帳」より作成)

り、座頭鯨と長須鯨がほとんどであった。

月別の捕獲頭数は、①一月～四月が二八八頭(年間の八〇%)で、うち二月に九〇頭(年間の約四分の一)が捕れ、②五月～一〇月に六七頭(年間の二〇%)であったという。「全体的に冬から初春にかけて多く、夏期には極めて少ないのが特徴である。捕獲数を単純平均すると年間二頭足らずであるが、一日に一〇頭を捕獲したこともあった<sup>③</sup>とされる。「本朝食鑑」に、若狭湾岸の海辺村落に伊根浦から鯨が流れてくるとあったが、若狭湾岸福井県側に残る「寄鯨」関係史料は、二月前後に作成されたものが中心であり、この傾向と合致する。

【表2】は、「鯨永代帳」をもとに、明暦三年(一六五七)から明治四年(一八七二)までの亀嶋村による捕獲鯨の頭数を示したものである。年間一頭捕れる年もあれば、捕獲が全くない年もあることがわかる。凡そ一年に一頭は捕獲できているが、一八世紀半ばくらいから〇頭の年が目立つようになる。さらに、一九世紀に入ると、グラフの折れ線が〇頭を経由する場合が多くなり、捕獲が不安定になっている。全国的にみると、近世の捕鯨は、鯨の回遊数の変化で豊漁不漁が起こったとされ、乱獲による捕獲頭数調整などは確認されない。むしろ、捕獲数増加のために漁場の開拓や技術改良をおこ

なっているほどである。したがって、【表2】にみられる捕獲頭数の減少は、伊根湾への回遊頭数の減少を反映しているといえる。

次に、収支についてみておく。近世捕獲分約三三〇頭のうち、「損得無」が二四頭分、「損」が二三頭分で、残りは記述の見られない場合もあるが、ほぼ「得」である。「得」の最大額は七貫五〇〇匁だが、凡そ五〇〇匁から一貫匁くらいの得となっている。初めて「損」を計上するのは寛保二年（二七四二）であるが、「損」を計上する全二三件のうち、一〇件が、嘉永五年（一八五二）以降に集中している。

また、前述のように、一九世紀に入ると、〇頭の年が目立つようになる。亀嶋村の漁師が、鯨の豊漁・不漁について言及する史料はほとんどみられないが、安政三年（一八五二）に「近年来鯨不漁」（亀島A一四一五）との記述がみられる。一九世紀前半は、日本近海に欧米の捕鯨船が押し寄せ、大規模捕鯨業地域で漁獲高を大きく減少させていることが報告されているが、この時期の伊根浦の不漁も、同じ理由ではないかと考えられる。ただし、仮に捕獲頭数が年一頭であつても収益があがる捕鯨は、亀嶋村にとつて益となる漁業であつた。

## 第二節 亀嶋村内での勘定方法

捕鯨がもたらした利益を、天保八年（一八三七）一月一〇日に長須鯨が捕れた際の記録を例としてみる。このときの捕獲は、「鯨永代帳」の記録とともに、「浦漁帳」（亀島A一―一四）という記録が残されており、両史料を付き合わせることで、より具体的に捕獲後の動向をうかがうことができる。

まず、「鯨永代帳」の記録をみよう。

【史料5】

天保八年酉正月十日

一、長須鯨 菅本 耳鼻

代 四貫七百九拾匁

合 菅貫匁 得

鯨が捕獲されると、すぐに入札にかけられるが、入札の権利は、亀嶋村内の耳鼻、亀山、高梨、立石の四つの集落にあり、他村や商人は参加できない。また、四つの集落のうち、全集落の入札が義務づけられていたようであり、ある集落だけが入札に参加しなかったという事例はない。右記の鯨も、耳鼻集落の名のみ見られるが、実際には次の「浦漁帳」の記載にみられるように四集落の入札の結果であった。なお、史料中の破線は、内容のまとまりに即して筆者が便宜的に引いたものである。

【史料6】

正月十日捕

一、長須鯨菅本也 にび

(入札額一位、筆者注、以下同じ)

代四貫七百九十匁

四

(入札額四位)

一、三貫式百九十匁 亀山

三

(入札額三位)

一、三貫七百五拾匁 高梨

式番 (入札額二位)

一、四貫貳百十匁 立石

長須鯨 落札

酉正月十日捕 耳鼻

(耳鼻集落が落札)

一、銀四貫七百九拾匁

内

御運上様

(宮津藩へ落札額の一〇分の一上納)

一、四百七拾九匁

御拝借返上納

一、五百匁

(宮津藩からの拝借金返納)

二口封代

一、貳匁九分五厘

いせ内宮へ

一、四十七匁九分

内 廿八匁七分四厘

酉二月十七日ニ相渡

いせ

十九匁壹分六厘

内宮



八月朔日遣申候

一、廿七匁

立石

鯨船

(立石集落への経費支払い)

一、六匁

引船

一、九匁

小廻し

一、十八匁

同断

メ六拾匁

二月廿八日遣ス

一、廿七匁

耳鼻

鯨船

(耳鼻集落への経費支払い)

一、六匁

引船

一、九匁

小廻し

メ四拾貳匁

二月廿八日遣ス

亀山

小廻し

(亀山集落への経費支払い)

一、十八匁

早手

一、三匁

苧縄

一、壹匁五分

同断

一、三匁

舟やちん

一、四匁五分

上渡

一、拾八匁

新小廻し

ノ七拾五匁

高なし  
小廻し

（高梨集落への経費支払い）

一、廿七匁

大口置

一、十式匁

引船

一、六匁

上渡

ノ四拾七匁

二月廿三日遣ス

一、廿八匁

札入雑用

壹斗五升

一、五拾式匁五分

札差へ酒代

一、拾式匁

祝義

一、廿匁

伊根や

（魚商人）

心附

法事布施

（鯨供養力）

一、四拾七匁九分

一、白米 三升

代七匁

一、錢廿匁 漁「」

酒壺升

一、三匁五分

メ壺貫四百四拾四匁七分五厘

雜

五百四拾五匁九分四厘

メ壺貫九百九拾匁六分九厘

(諸経費総計)

右引残り

貳貫七百九拾九匁

(落札代―諸経費)

是ヲ七十五

丸三拾六匁二して

(漁株(鰯株)への分配)

メ貳貫七百匁

残り九拾九匁 升へ出ス

(「升」は庄屋の升屋カ)

この時の獲物は、入札最高額の耳鼻集落が落札した。落札額は四貫七九〇匁であった。この落札額が、勘定の基準となる。まず、落札額の一〇分の一にあたる四七九匁を宮津藩へ運上として上納する。また、藩から借銀をしている場合、それを返済する。この時は五〇〇目を返済している。次に、残額の一部を神社へ納めている。さらに、四つの集落の捕鯨時の負担に対する支払いを行う。明細には「鯨船」や「芋縄」などあり、船の提供等、出役に対する実費や対価と考えられる。さらに、入札時の雑費や寺法事への布施などが計上され、そうした諸経費の総計が一貫九九〇匁六分九厘となる。

そして、落札額四貫七九〇匁から諸経費総計を差し引いた残額が、二貫七九九匁と計算されている。これが利益である。さらに、この利益は、亀嶋村内の漁師たちもつ全漁株七五株分に均等に割りつけられ、最後に、残額九九匁を庄屋に提供し、差し引き〇となる。

注意すべき点は、落札したのが四集落の一つ耳鼻集落でありながら、その利益の一部を、全七五株の漁株を保有する村内四集落の漁師全体の利益に宛てていることである。捕鯨が、落札した集落ばかりでなく、亀嶋村の漁株持ち漁師全体の利益に結びついていることがわかる。また、別の史料になるが、安永二年(一七七三)に亀嶋村で庄屋を糾弾する村方騒動が起こった際には、百姓らが「村方二未進有之時、鯨捕候ニ算用相延候事百姓之難儀」(亀島A六―四七)と訴えており、捕鯨の得点を年貢未進に宛てていたこともわかる。右掲の「浦漁帳」内の費目のうち、いずれの費目も年貢補填分に該当するかは、関係史料が他になく判然としないが、庄屋に提供した残額九九匁、漁株配当分や後述する売却益が宛てられた可能性<sup>⑧</sup>がある。

### 第三節 加工と販売

捕獲した鯨は、伊根湾口にある青島の「鯨切場」(亀島A二―三二)で加工した。また、文政一年(一八一八)「鯨油小屋勘定場普請入用帳」(亀島A一―四―二)の存在から、遅くとも一九世紀には、村内で鯨油の搾油をおこなっていたことがわかる。こうした鯨油や鯨肉のうち、明暦三年(一六五七)段階では「皮・赤・海老尾・油」が商品として販売されていた(亀島A一―四―二)。また、売却先は、「何方へも売来申候」(亀島A二―三三七)とあるが、実際には、宮津城下の商人や、「浜壳」と称される入り込み商人を対象とした(亀島A一―四―二)<sup>⑨</sup>。第三章で取り上げる小田宿野村の捕鯨時には、宮津ばかりでなく若狭・越前の船が買取りに参入しており、若狭湾内商人が流通に関与していたといえる。

前述の鯨を落札した耳鼻集落は、青島で鯨を解体、鯨油をとり、それらを宮津の商人などに売った。各部位の販売額明

細は両史料には出てこないが、総額は落札額に一貫匁を上乗せした額であったようで、「鯨永代帳」には、銀一貫匁の得と記されている。耳鼻集落の手元には、売却益として一貫匁が残されたのである。

以上のように、亀嶋村の捕鯨は、捕獲、入札、加工などが全て村内で完結しており、そのメリツトは、漁株への利益配分に見られたように落札集落にとどまらないものであった。【表2】でみたように、毎年の捕獲頭数が決して多くはなく、一九世紀には捕獲数が不安定になるなど、臨時収入的な性格が強いものではあるが、特に落札集落にとつて、大きな収入源であったといえる。なお、本章第一節では、一九世紀に「損」を計上する機会が多くなることを指摘した。鯨油・鯨肉販売額が落札額に及ばないという現象がみられるのである。一般的には漁獲高が減少すれば市場価格が高騰すると想定されるが、関係史料がないため理由は判然とせず、鯨の鮮度(質)・種類による販売価格の変動や、若狭湾以外の他地域から流入する鯨油・鯨肉との価格競争などの影響の可能性を指摘しておきたい。

① 小葉田淳「日本経済史の研究」(思文閣出版、一九七八年)。

② 細川隆雄編著『鯨塚からみえてくる日本人の心3——鯨の記憶をたどって丹後・北陸へ』(農林統計出版、二〇一四年)。

③ 同右。

④ 貞享一年(一六八四)三月「中村三之丞家文書」、明和三年(一七六六)三月「大野治郎太夫家文書」、安永二年(一七七三)二月「早瀬区有文書」、寛政五年(一七九三)一月「大音正和家文書」、文化五年(一八〇八)二月「大音正和家文書」、天保九年(一八三八)二月「佐藤徳次郎家文書」、嘉永二年(一八四九)四月「松田三左衛門家文書」等が確認される。

⑤ 中園成生「日本における捕鯨の歴史の概要——漁法を中心に」(岸

上伸啓編『捕鯨の文化人類学』)。

⑥ 同右。

⑦ 荒野「グローバルゼーションと反グローバルゼーションの相克——捕鯨を手がかりとして」。

⑧ 伊根浦では、船屋台を繰り出す「海の祇園祭」と称される祭礼がおこなわれているが、船屋台の調達に鯨の口銭をあてたという伝承がある(和久田「舟屋むかし——丹後・伊根浦の漁業小史」)。捕鯨が、個人への利益還元にとどまらない側面を持ちえていたという点で興味深い伝承である。

⑨ 「小田宿野区有文書」(『喜津市史 史料編 第三巻』、一九九九年)。

### 第三章 宮津藩と捕鯨

#### 第一節 宮津藩の漁業政策と捕鯨

宮津藩は、漁業を藩の重要産業と位置づけており、伊根浦三か村を最重要漁村と認識していた。漁業権に対する宮津藩の対応の基本は、漁場争論が発生した際の調整であり、漁師間の慣行を破壊するような新規操業許可などを行うことはなかった。また、幕末期に「国産」・「国益」奨励策、すなわち殖産策として干鯛用鯛漁の保護をおこなっている。<sup>①</sup>

多様な魚類の漁獲があった伊根浦であるが、各魚種に対する宮津藩の姿勢に濃淡があったことが、享保二年（一七一七）の「諸色差出帳」（亀島A六一）からうかがえる。そこには、重要魚種として位置づけられていたと考えられる「鯛」、

「鯛・小鯛」、「鯨」の三魚種のみが独立条文として取り上げられ、これらの漁獲後のあり方について規定されている。鯛は丹後鯛、伊根鯛として著名で、一部は幕府への献上品として用いられていたため、現物上納厳守の旨が記されている。また、鯛運上に関する次の【史料7】（亀島A六一五）には、「被下置」という表現がみられる。鯛は、「下さる」という表現が、宮津藩において唯一見られる魚種である。

#### 【史料7】

右之御運上ハ銀納ニ而御座候、御献上鯛・御台所御用・御家中様御用共御台所江差上ケ、残鯛売払四匁六分之銀納仕来り候処、近年鯛不漁ニ付、取揚ケ御改被遊候鯛之内過半猟師共江被下置、鯛捕不申分ハ御容赦被為成下候

鯛・小鯛は、宮津城下の魚問屋が全量現物確保するとされている。一方、鯨に関する条文は、「一、鯨捕申候得者早速

御注進申上ケ、御目付様御出被遊入札被仰付候、則落札之表十分一御運上差上ケ申候」とあり、藩への注進のち目付の立会で入札が行われることや、運上額の割合について述べているに過ぎず、鯨肉等現物の確保については言及されていない。重要魚種ながら、鯨等とは異なる扱いを受けていることがうかがえる。

宝暦九年（一七五九）六月「諸色差出帳」（亀島A六一五）に、捕鯨後の亀嶋村と宮津藩との関係が、やや詳しく示されている。

### 【史料8】

一、鯨船 式艘

但シ、四拾石積

惣百姓持分

是ハ鯨網積船造作網仕込等致候節者、御代々御拝借御願申上、御上より御力被為添仕来り候、鯨捕候へハ早速御注進申上、御目付様御出被遊入札被仰付候、則落札之表十分一御運上差上申候、鯨つきとめ村役人を以御注進申上候へハ、御目付様御出被遊候、間延仕候へハ、鯨くさり直段下直ニ成候ニ付、夜中ニ而も注進次第御目付様御越被遊、御立合之上入札開申候、亀嶋村之内四組より札入仕候

捕獲の後、亀嶋村の庄屋には、藩に注進を行う義務があった。注進を受けた藩の目付は、直ちに亀嶋村を来訪し、その立ち合いのもとで四集落が入札し、札を開く。落札集落が決定すると、前述のように落札額の一〇分の一を藩に上納し、借銀を藩に返済し、さらに、家老など藩の上級役人へ、赤身など現物の鯨肉を献上する。これが捕獲後の規定であった。<sup>②</sup>

なお、享和一年（一八〇二）の家老の日記をみると、鯨料理で客人をもてなしたり、贈答に用いたりしたようである。これら鯨肉や落札額の一〇分の一額以外の金銭は、宮津藩の藩益となっていない。「鯨組」をかかえる諸藩では、鯨組から

納められる運上銀による収益が最も重要な意味を持ち、藩財政を大いに潤すものとされたが、宮津藩にはそのような動向は見られず、財政的に依存しているとはいえない。捕獲した鯨を把握することに重点がおかれていたとしかいえないのである。

## 第二節 資金調達の特異性

捕鯨には、多くの資金が必要であるとされる。「留書帳」（亀島A六一―二七）に、次のような資金の借り入れと返済に関する記述がみられる。

### 【史料9】

享和三亥（一八〇三）十月

一、鯨御拝借銀貳貫目

是より捕揚鯨壹本二付五百匁宛、四本拝借也

内

一、銀五百目

子三月十九日捕揚鯨壹本分返御上納仕候、先達而取揚鯨小ク故、御断申上候間、当子年壹本上納初

メ也

子九月晦日上納

一、同壹貫五百匁、寅三月八本鯨二而返上納致刻、壹貫五百文（一）

宮津藩は、亀嶋村の捕鯨に対して、他の漁獲物とは異なる独特の資金提供を行っていた。一般に、漁村は資金調達を魚商人に依存することが多いが、亀嶋村は、捕鯨資金を藩から直接拝借していた。また、その額は、基本的に鯨一頭分銀五



〇〇匁を基準としており、金額を一度に返済するのではなく、鯨を一頭捕獲する毎に、五〇〇匁ずつ返済するという契約である。返済方法も特殊で、捕獲した鯨が小さい場合は返済にあてずに、【史料9】の例のように、亥年分の借付分を三年後の寅年に返済するなど、借付から返済までの年数に開きがある場合もある。一方、鯨と同様、宮津藩の重点魚類であった鯨漁の資金調達は、主として商人によっており（亀島A六一―一七）、宮津藩は、捕鯨に対して特殊な融資を行っていたといえる。

### 第三節 幕末期における捕鯨権への介入

宮津藩には、漁師間の慣行を破壊するような新規操業許可などを行うことがなかったことは既に述べた通りである。しかし、捕鯨権に関しては、幕末期に介入を見せるようになる。以下、二つの事例をあげる。

#### (一) 新規参入漁村の承認

小田宿野村（現宮津市小田宿野）は、伊根浦と同様、村の前海が湾となっている村である。安政二年（一八五五）一月七日の朝、小田宿野村前の湾内に鯨が入り込んだ<sup>⑥</sup>。村人たちは最初は鯨を見物するのみであったが、そのうちに漁師たちが既存の鰯網を使って捕獲を試みる。ただ、村にとつて捕鯨は初体験でうまくいかず、伊根浦亀嶋村に加勢を求めることになる。ところが、到着した亀嶋村の漁師は、なかなかとりかからない。そして、鯨を亀嶋村に渡すならば着手しよう、と捕獲鯨の引き取りを要求する。小田宿野村は、この提案を拒絶し膠着状態に陥る。

この状況を打破するために、小田宿野村は、「御守（御上〃宮津藩）も御意高押二而取懸ル様二」命令を出してもらおうと、村役人等が不眠不休で駆け回り、翌日に「御前様」、すなわち、藩役人が小田宿野村を訪れることが決定する。そして翌八日、両村は、藩役人の来訪前に、鯨代銀の分割比率を亀嶋村分六割、小田宿野村分四割と決定し、証文を作成する。

しかし、その日やってきた藩役人は、亀嶋村の取り分を別に申し渡し、彼らに撤退を命じた。これを受け、亀嶋村漁師は直ちに退去し、一件は落着となった。

その後、同年二月一日に、小田宿野村に対して、宮津藩が鯨漁の仕込銀を与える。そして、実際、小田宿村前の湾内に限定されるが、同年、および二年後に、同村は捕鯨をおこなっている。原則として新規漁場利用の承認をおこなわない宮津藩が、新規捕鯨を承認しているのである。その理由は明確ではないが、小田宿野村の立地条件と、従来からの漁具が充実していること、競合する漁村が近隣に存在しなかったこと等が背景にあるのではなからうか。同年付の「鯨道具諸入用覚帳<sup>⑦</sup>」を見ると、「もり（鉋）」や「鯨船」一艘などを調達していることがわかるが、鯨を湾内にとどめるための網には、最初に捕鯨をおこなった時と同様に、既存の罾網を利用しているのである。

## （二） 捕鯨漁場の拡大

小田宿野村が新規捕鯨を開始した翌年の安政三年（一八五六）四月、亀嶋村と宮津城下町の獵師町（現宮津市漁師）に居住する漁師との間で、捕鯨をめぐる争論が発生する（亀島A—一四—五）。この事件以前、鯨の不漁を感じとっていた亀嶋村では、伊根湾外（「間外」）での捕鯨を計画し、藩から資金を拝借していた。そんななか、四月二四日に伊根湾口に鯨が出現するが、湾内に入つてこないため鉋を打ち込んで捕獲を試みる。ところが鯨は激しく抵抗し、逃亡する。そして、宮津藩の東隣の田辺藩（舞鶴藩）領の三浜村や野原村（ともに現舞鶴市）の沖合まで逃げたあと、西の宮津藩方面に戻り、さらに天橋立近くに移動する。その間、亀嶋村の漁師は鯨を追い続けた。

同日夜、鯨が獵師町の近くに來た時、獵師町の漁師が、「御上様御差図二而」と加勢を申し出る。実際には、藩からの差図があったというのは虚偽だということが判明し、亀嶋村は申出を断るが、獵師町は引き下がらず、この鯨は「当海江參候得者、獵師町分」などと主張し始める。獵師町側の主張は、地先海面での操業権は地先の漁村（町）が有するという、

いわゆる地先漁場地元主義にのつとるもので、近世漁業においては決して珍しい主張ではない。しかし、宮津藩はこの主張を認めなかった。結局、藩からの通知で獵師町があきらめたのは、翌二五日の昼過ぎであった。ただし、龜嶋村は、獵師町に対して錢二六〇匁を「樽料」(挨拶金)として支払うことになった。

その後、龜嶋村は、同じ宮津藩領の獵師町が操業妨害をするならば、鯨が「御料所海辺へ參候節、急度差支二相成、無益之諸失費相懸り、折角之働も空敷相成、間外捕難相成哉」、すなわち、鯨が幕領漁村の海辺に逃げ込んだ際には、差し支えになるだろうという。続いて、獵師町の漁師を呼び出して捕鯨の邪魔をしないように命じてほしいと、宮津藩に訴えた。

龜嶋村が憂慮していたのは、捕鯨権の侵害であった。逃げた鯨が他漁村の漁場に入り込んだ際、今回の獵師町のように、相手が地先漁場地元主義に基づいて捕鯨権を主張することが想定される。幕領漁村が自村地先での捕獲権を声高に主張した場合、解決に至るには樽料の授受では済まないかもしれないという懸念がみえる。「間外捕難相成哉」という表現が見られるが、「差支」と「諸失費」が前提であるため、追いかけた鯨を幕領漁村に無条件に提供する可能性は想定されないだろう。ただ、鯨が幕領に逃げ込む前に宮津藩領漁村の漁場内で確実に仕留めるために、獵師町の妨害を食い止める必要があった。

ところが、その五ヶ月後にあたる同年九月の宮津藩の対応は、龜嶋村の要求を越えるものであった。藩は、龜嶋村の伊根湾外での操業を保証するために、獵師町のみならず、領内の沿岸諸村に、次のような触を廻したのである。

【史料10】<sup>⑧</sup>

龜嶋村鯨間外捕之義願出候ニ付、浦手村々江左之通相触ル、委細廻状留ニ記ス

龜嶋村鯨獵於青嶋内ニ捕上來候処、追々沖獵具出来いたし候間、間外捕之義願出差免候ニ付、時宜ニ寄何れ之於地先ニ捕上

候事も可有之、其旨相心得其節不差支様可致事

亀嶋村に対して、「問外」における捕鯨を許可したので、場合によっては他村の地先で捕獲することがあるが、その際に邪魔をしないように、という内容である。そして、その前提として、隣領である田辺藩領の漁村と、伊根浦の隣村にあたる幕領の大嶋村に対して、亀嶋村から確認の手紙を送らせている。その返信が【史料11】と【史料12】で、前者が田辺藩領漁村、後者が幕領漁村からのものである。

【史料11】<sup>⑨</sup>

此度獵師世話人方御書面ヲ以御人参り町中集メ談合仕候処、当領分於獵師ニ鯨之義少し相障り申義無之、且又三浜村庄屋西右衛門殿・小橋村庄屋藤七郎当町江参り居合、兩人江も談合仕候処、同意之趣申二付、当領於獵師ニ妨等決而仕候者無御座候、其上者御安心ニ思召可被下候、先者御返書如斯御座候、早々以上

乍二作外両村之義者下拙方より直敷申遣候異様相頼候二付、別ニ御返書差上申候、左様御承知可被下候

九月十一日

田辺吉原町 年寄 藤右衛門

伊根立石村（立石は亀嶋村内の集落）庄屋 新助様

【史料12】<sup>⑩</sup>

先日者預り御手紙ニ拝見仕候、如來命追々秋冷相催候処、御村方様皆々様益御壯清ニ被成御座珍重ニ奉存候、然者為国益鯨沖合捕諸道具相調目出度御義奉存候、此度沖合取之節当村方江妨等不仕候様御頼二付、昨日村中一同集メ末々まで申付置候間、御安心ニ多漁可被成、若又妨ケ間敷義申懸候者有之候得者、早速申越可被下候得者急度此方より敷敷申附候、先者左様思召可被下候、御返

事如此御座候、以上

八月十九日

亀嶋村庄屋新助様

大嶋村庄屋 利左衛門

【史料12】で注目すべきは、亀嶋村の漁場の拡大が、他領からみても「国益」、すなわち宮津藩領の利益であると評価されている点である。【史料10】では、亀嶋村の間外捕鯨を許可した理由を、「沖鯨具出来」としか記していないが、当時宮津藩は、殖産策として「国益」という名目を掲げて鰯漁をはじめとする領内の産業を保護していた。漁師らにとって、捕鯨漁場の拡大は、同様の論理で納得すべきものととらえられていたことがうかがえる。また、【史料11】【史料12】の存在は、亀嶋村の漁場の拡大が、幕藩領主間の交渉ではなく、漁村間の交渉によって承認されるものであることを意味している。これはもちろん、田辺藩領や幕領の漁村が従来から捕鯨をおこなっておらず、新規操業の動きもなかったことが背景にあらう。もちろん、【史料12】に見られるように、操業場所が「沖合」と認識されていたことも大きな理由であらう。田辺藩、および代官所が自領民の動向を把握していたかは不明であるが、少なくとも漁師たちには、捕鯨漁場としての自領地先海やその沖合を死守すべきであるという観念はみられない。

こうして、亀嶋村は宮津藩の許可のもとで広域操業権を獲得し、近隣他領漁村の承認下で湾外捕鯨に従事することになるのである。宮津藩にとって、捕鯨は財政的に依存する対象ではないものの、拝借銀の特殊性や漁場利用権の付与において、領内の他漁業とは異なる対応がなされるものであった。しかし、漁場利用権の他領との調整は、宮津藩自らがおこなうものではなく、あくまでの漁師間にゆだねられていた。

① 拙稿「沖漁をめぐる近世中期の漁村の動向と領主の対応——丹後宮津藩伊根浦の「追掛（おっかけ）」を通して——」（『日本史研究』四

三三、一九九八年）、同「十九世紀丹後宮津藩の漁政と漁場利用関係」（『史林』八二一六、一九九九年）、同「丹後宮津藩政と漁獲物流通

——近世後期の魚肥問題を中心に——(後藤雅知・吉田伸之編『水産の社会史』、山川出版社、二〇〇二年)。

② 「鯨永代帳」に、「当万治三年(一六六〇)ヨリ御家老・御用人様へ生鯨老羽・赤身老羽献上仕り候」とあり、鯨肉献上は一七世紀中期からの慣行のようである。

③ 「寛政十三年沼野家日記」(宮津市史 史料編 第二巻、一九九七年)。

④ 末田智樹「藩際捕鯨業の展開——西海捕鯨と益富組」。

⑤ 一頭につき六〇〇匁の場合もあった(亀島A六―九)。

⑥ 「小田宿野区有文書」(宮津市史 史料編 第三巻、一九九九年) 同右。

⑦ 「宮津藩政記録」(宮津市史 史料編 第二巻)。なお、史料中の「時宜二寄」は、『宮津市史』では「時宜敷二寄」と読解しているが、亀島区有文書中の写(亀島A一―四―九)に「時宜二寄」とあるため、これに拠った。

⑧ 同右。

⑨ 同右。

⑩ 同右。

## おわり

小規模捕鯨浦の事例として、伊根浦の捕鯨を検討した。寄鯨や流鯨の場合と異なり、捕獲への出動や入札に始まり、利益分配に至るまで、捕鯨については亀嶋村が権利を独占していた。また、捕獲頭数は年間一頭平均の小規模操業であったが、亀嶋村にとって捕鯨は益をもたらすものであった。宮津藩の捕鯨への対応は、公式化されたものであったが、財政的に依存していたわけではない。操業資金についても、亀嶋村からの要求に基づいて提供されており、流通に制限をかけていなかった事実を含めて、藩として積極的に捕鯨にかかわっているという姿勢は、幕末期に至るまでは確認できなかった。漁村側の操業慣行を追認しているといえよう。その後、安政年間(一八五四―六〇年)に入って、捕鯨の新規操業や漁場の拡大承認など捕鯨権に対する積極姿勢をみせるが、これは、殖産策を前提とする介入であった。

漁村側の操業慣行を追認するという宮津藩の姿勢が、実際には、亀嶋村と伊根湾内の隣村との間に摩擦を生んでいたことを、明治期の争論からみておく。伊根浦三か村の一つである平田村が、明治初年に新規捕鯨開始の申請をした一件である(亀島B三―一―三他)。平田村は、近世以来、亀嶋村が捕鯨を行う際に、暴れる鯨などにより定置網に害を与えられる

という問題を抱えていたが、近世の間は、亀嶋村の操業独占に異議を唱えることはできなかった。しかし、廃藩置県で宮津藩が廃されたのち、平田村は自分たちにも、伊根湾内、および湾外での操業権を、と主張する。そして、旧来の慣習を破壊することになる、という亀嶋村に逆に訴えられるのである。結局、亀嶋村は平田村に対して、新規操業を断念してもらうかわりに保証金を支払う、という和解にいたるが、「旧政中不公平ナル処置ヲ以テ侍リ」、「原告村(亀嶋村)ハ旧藩ノ庇護ヲ受ケ僥倖ヲ得タル迄ナレハ、決シテ被告村(平田村)ヨリ認許セシモノニアラス」(亀島B—13—12)という平田村の主張は、領主によって捕鯨権が付与、あるいは制限され、かつ、領主の保護があつてはじめて安定する、という近世捕鯨の性格を物語っているといえる。

領主による保護が捕鯨権の根拠ならば、捕鯨をめぐる幕藩領主間の関係も、捕鯨権のあり方が考察の手がかりとなる。亀嶋村の捕鯨漁場が安政年間に拡大した背景には、狛師町による操業妨害があつたが、宮津藩は彼らの主張する地先漁場地元主義を認めなかつた。また、亀嶋村は、幕領漁村が狛師町と同様に地先漁場地元主義を主張することを想定したが、幕領漁村に対して無条件に鯨を譲渡することは前提とされていない。むしろ、幕領漁村は、田辺藩領漁村とともに、亀嶋村が自村の地先沖合で操業を行うことを承認しているのである。幕府、および幕領漁村は、亀嶋村の捕鯨に直接的には関与していないのである。また、宮津藩は領内漁村に対して独自に捕鯨権を付与することが可能であつたものの、他領間の漁場利用の調整は漁師間にゆだねられていた。結果的に、亀嶋村の漁場は領外に拡大した。そこには、海は公儀のものであるという観念や、鯨が公儀のものであるという観念は確認できない。

最後に、一九世紀の捕鯨をめぐる日本海側の他藩の動向をみておく。一九世紀に入ると、これまで捕鯨を行っていなかったいくつかの藩が、新規に捕鯨を開始する。開始の目的は未詳であるが、文政十一年(一八一八)には小浜藩<sup>①</sup>、天保三年(一八三三)には松江藩<sup>②</sup>が捕鯨を開始したとされる。小浜藩の場合は、四大捕鯨業地域である紀州の漁師を雇い入れている。また、松江藩は、「鯨組」を立てると記される。

宮津藩の場合は、「国益」という殖産策を根拠に、亀嶋村の広域操業を自領ばかりか他領村落にも認めさせていることが明瞭であった。現状では、宮津藩の動向は殖産政策の一環としか説明できないが、<sup>③</sup>外国船のたびたびの来航を受け、諸藩が強く海防を意識する当該期の日本のおかれた状況を考えると、太平洋側の諸藩の事例のように、海防の問題が諸藩を動かし、新規捕鯨開始の動きを誘発していたことも想定される。また、当初は殖産の一環として開始された捕鯨が、海防目的に転用されるという目的の転換があることも、時期的に十分想定されうる。小浜藩や松江藩の動向がいかなる藩論を背景としたものか、他の日本海側諸藩の動向の検討も含め、今後の検討課題としたい。

- ① 文政十一年（一八一八）〔前略〕五月西津三ヶ村鯨取ノ企ニ付、紀州々漁師十五人雇来、且流替ノ船三艘出来ニ付紀州々舟大工来、何角諸道具盆前迄ニ出来、依之七月廿二日西津濱ニテ調練有之ニ付、三奉行乗舟ニテ見分ス、〔古河嘉雄文書、〕『小浜市史 諸家文書編二』、一九八〇年。
- ② 池尻家文書〔松江市史 史料編八 近世Ⅳ、二〇一六年〕。
- ③ 宮津藩では、海防政策として、領民を動員した海岸警備体制の指示を発したり、台場の築造をおこなうなどしている〔宮津市史 通史 編 下巻、二〇〇四年〕が、海防と捕鯨は結び付いていないようである。

〔謝辞〕 本稿を作成するにあたって、史料閲覧・利用をお許しいただきました史料所蔵者各位、また、利用の便宜をおはかりいただきました関係者の皆様方に御礼申し上げます。

（滋賀県立大学准教授）



too, but in terms of their demands for the government to protect trade with the aim of compensating for the weak terms of trade of their own products. They focused on the relationship between the merchants and the government to evaluate colonial expansion chiefly from the perspective of the merchants. However, this article examines the mutual relationships of three actors, i.e., the government, the navy and the merchants of Marseilles, and concludes that the merchants of Marseilles contributed ultimately to the maintenance of the Gulf of Guinea as a French colony through their close relationship with the navy.

## On Whales and Domainal Lords in Early Modern Times, Employing the Whaling of Ine in Tango as a Key to Interpretation

by

AZUMA Sachiyo

Studies of whaling in early-modern Japan have proceeded chiefly from the viewpoint of economic history on localities associated with the large-scale whaling industry. On the other hand, small-scale whaling in coastal communities, which could hardly be called an industry, was recognized as a historical reality, but little progress has been made in clarifying various aspects of this reality. In this article I clarify the circumstances of whaling in small coastal communities in order to consider the meaning of whaling for the class of domainal lords and the significance of whales and examine the relationship between these lords in terms of whales and whaling.

The Ine coast in the Miyazu domain in the province of Tango (present-day Ine-chō in Yosa-gun, Kyoto prefecture) was selected as the geographic object of this study. The coastal area was composed of three villages, but Kameshima (one of the three villages) alone monopolized the rights of whaling and distributing of profits from it. Furthermore, the number of whales that were caught averaged approximately one a year in a small-scale operation, but this type of whaling brought profits to Kameshima. Moreover, in handling the whaling the Miyazu domain did not aim to expand domainal profit or to rely on it financially, although the presence at the bidding and the collection of operating expenses were fixed. And as regards operating

funds also, loans and their repayment were based on the demands of Kameshima. I was unable to confirm the lord's positive stance on involvement in whaling including the fact that no limit was placed on the distribution of whale meat or oil and until the final stage of Edo period. This can be understood as a continuation of operations on the part of fishing villages. Thereafter until the close of the Edo period, the lord showed a positive attitude toward securing whaling grounds as seen in new whaling operations and the recognition of the expansion of fishing grounds, and this was for the benefit of the state, in other words this was an intervention premised on a policy of enhancing production.

If the basis of whaling rights was their protection by the lord of the domain, the relationship between domainal lords regarding whaling is a key to a consideration of the state of whaling rights.

Behind the increased size of Kameshima's whaling grounds at the end of the Edo period was damaged to the operations by other fishermen within the domain's territory, and the Miyazu domain did not recognize their advocacy of the "principle that local waters, i.e. fishing grounds, should be monopolized by local communities."

Moreover, Kameshima was cautious, anticipating that fishing villages under direct jurisdiction of the shogunate in Edo would similarly argue the principle local fishing grounds for local communities, but in regard to those fishing villages, this was not a premised on unconditional transfer of whales. Instead, villages under shogunal control recognized Kameshima conducting operations off its own shores together with fishing villages of the Tanabe (Maizuru) domains. The shogunate and fishing villages under their jurisdiction thus did not directly interfere in the whaling rights of Kameshima. Moreover, it was possible for the Miyazu domain itself to confer whaling rights on villages in its own territory, but it left it to fishermen to manage among themselves use of fishing grounds with those of other territories. Here, neither the conception of the ocean as public property nor that of the whales as public property can be confirmed.

As is seen in the above, it was clear that in the case of the Miyazu domain, it had to recognize that the extended area of operations of Kameshima was not limited to its own territory but also the territory of other fishing villages on the basis of the policy of promoting production for national benefit (*kokueki*). However, in other domains at the end of the Edo period we can confirm the movement to become involved in whaling with the goal of maritime defense. In current circumstances, the moves of the

Miyazu domain can only be explained as a part of the policy of promoting production, but considering the frequent appearance of foreign ships in its ports and the circumstances that Japan found itself at the time with each domain strongly conscious of maritime defense, it can be hypothesized that the problem of maritime defense motivated various domains and enticed them to initiate new whaling operations. Furthermore, whaling initially began as a part of the promotion of industry, but it can reasonably be hypothesized at the time that there was also a switch in purpose to the goal of maritime defense. Further investigation including the movement of other domains on the Japan Sea side of the main island is a task for the future.

“Pirates” on the West River during the Late Qing Period: Trade,  
Shipping and the Dispute over “The Right of Patrol”

by

MURAKAMI Ei

The West River 西江 is the longest of the rivers that comprise the Pearl River 珠江 system, and with the decision to allow foreign trading ships in the river at the end of the 19<sup>th</sup> century, ten small ports in the Pearl River Delta area were recognized as embarkation and disembarkation points for passengers in addition to the opening of the ports of Wuzhou 梧州, Sanshui 三水, and Jiangmen 江門. As a result, trade on the West River greatly expanded, and the transport of passengers between Guangzhou and Hong Kong / Macao mushroomed, and there was a shift from junks to small-scale steamboats. In response to the increase in maritime transport, bandits disguised as passengers would board these small boats that plied the West River and other interior rivers, and many incidents of robbery occurred in coordination with those on land. Resultant injury to foreign ships and foreign passengers led to the recognition of the problem of piracy on the West River by Great Britain and other foreign nations. In regard to West River “piracy,” the Qing government implemented a policy of strengthening inspection of passengers placing guards on board, and introducing patrols and Qing naval forces, which had a positive effect to a certain degree, but was far from a total solution.